TONE
広報とね

広報とね　2020年5月号

人口と世帯（令和2年4月1日現在）
総人口：15,957人（-82）
男　　性：7,863人（-57）
女　　性：8,094人（-25）
世帯数：7,044世帯（-52）
（）内は前月との差

防ごう！
新型コロナウイルス感染症



P2～3　特集

新型コロナウイルス感染症対策
一人ひとりができること

5
May.2020
No.674

特集

新型コロナウイルス感染症対策

一人ひとりができること

作ってみよう！手づくりマスク

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、全国的なマスク不足が続き、不安を感じている方も多いと思います。

市販のマスクが手に入らない時は、ガーゼやハンカチなど身近な材料を使った、手作りの布マスクでも、新型コロナウイルスの感染予防には効果があるといわれています。

外出自粛が続き、家で過ごす時間も多くなっているこんな時だからこそ、オリジナルの布マスク作りにチャレンジしてみませんか？





布マスクの作り方

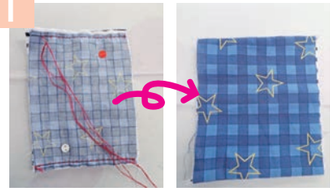


用意するもの

- Ⓐ Ⓒ 表地と縁布になる布（ハンカチ、デニム、麻などお好きな生地）
- Ⓑ 裏地（顔側）になる布（ダブルガーゼなど、肌触りのよい生地）
- Ⓓ ゴムひも（手に入らない時はTシャツやストッキングを細長く切ったものでも代用可）
- 縫い針、縫い糸、マチ針

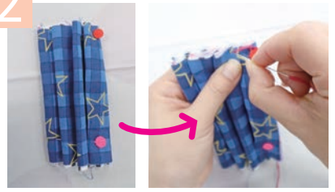
大きさのめやす　大人：（本体）縦 18㎝×横 16㎝　（縁布）4㎝× 12㎝（ゴムひも）30㎝
子供：（本体）縦 16㎝×横 12㎝　（縁布）4㎝× 10㎝（ゴムひも）25㎝

1



ⒶⒷの表面同士を合わせて上下約５ミリ内側を縫い合わせ、表面が外側にくるようにひっくり返す

2



プリーツになるように折りこんで、マチ針で固定し広がらないように仮縫いしておく

3



本体の表面と縁布の表面を合わせて、②で仮縫いした上から縫い付ける

4



表面の縁布を縫い付けたら、縁布でゴムひもを巻き込みながら裏返し本体に縫い付ける

5



完成！顔の大きさに合わせてゴムひもを結んで使用してください

布マスクのお手入れについて

洗って使える便利な布マスク、常に清潔に使用できるよう、なるべく一日一回、手洗いしてください。洗う際は、繊維を傷めないよう、もみ洗いではなく、押し洗いで。汚れが気になったら、衣料用洗剤で洗ったあとに塩素系漂白剤を使うと綺麗になります。乾かすときは、日陰で自然乾燥してください。



布マスクの効果について（厚生労働省ＨＰより）

①咳やくしゃみなどの飛散を防ぐ効果があることや、手指を口や鼻に触れるのを防ぐことから、感染拡大を防止する効果
②マスクの着用により、喉、鼻などの呼吸器を湿潤させることで風邪などに罹患しにくくなる効果
③洗濯することで繰り返し利用することができるため、店頭でマスクが手に入らないことに対する不安の解消

利根町社会福祉協議会が、手作りマスクを町内の幼稚園や保育園に配布



新型コロナウイルスの感染が広がるにつれ、店頭などでマスクを手に入れることができず、大きな不安となっているなか、利根町社会福祉協議会では、手作りマスク作成ボランティアを募集し、550 枚の布マスクを作成しました。

マスクの作成にあたり、社会福祉協議会では生地やゴム、マニュアルなどの材料を用意、ボランティア宅へ届け、完成したマスクの回収を行いました。

カラフルで可愛い生地で作られ完成した布マスクは、社会福祉協議会職員の手によって一つひとつ袋に包装され、町内すべての幼稚園・保育園に届けられました。

新型コロナウイルス感染症対策について

３つの密を避けましょう！

❶換気の悪い **密閉空間**　❷多数が集まる **密集場所**　❸間近で会話や発声をする **密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

日常生活で気を付けること

①手洗いが大切

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などに、こまめに石けんで手を洗いましょう！



②咳エチケットをしましょう

咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触れたものにウイルスが付着しドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性があります。咳やくしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチなどで口や鼻をおさえましょう。そのほか、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ免疫力を高めておきましょう。

気になる症状がある場合はご相談ください

相談窓口

- ●厚生労働省：受付時間　9：00 ～ 21：00（土日、祝日含む）
  ☎ 0120-565653 ／ FAX03-3595-2756
- ●茨城県庁：受付時間 24 時間対応（土日・祝日含む）
  ☎ 029-301-3200 ／ FAX029-301-6341
- ●竜ケ崎保健所：受付時間　平日９：00 ～ 17：00
  （帰国者・接触者相談センター）　☎ 0297-62-2161
- ●利根町保健福祉センター
  受付時間　平日８：30 ～ 17：15
  ☎ 0297-68-8291

最新情報はこちら　厚生労働省 HP から ⇒

やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策について、わかりやすく紹介する動画を作成し公表しています。手洗い、普段の健康管理、部屋の喚起、咳のエチケットなど、一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策をお子さま向けに紹介していますので、ぜひご覧ください。

動画はこちらから ⇒

日本ウェルネススポーツ大学ゴルフ部
稲見萌寧さんと吉田優利さん
プリヂストンと用品契約!!

本学ゴルフ部の稲見萌寧（もね）さん（20都築電気所属）と吉田優利（ゆうり）さん（19エプソン所属）が都内でプリヂストンスポーツ社新ボール記者発表会に出席し、同社と用品契約を結んだことが発表されました。

高校時代に稲見さんは国体優勝、吉田さんは全国タイトル2冠を達成し、入学後、プロテストに合格。



今後の活躍が期待される（左）吉田優利さんと（右）稲見萌寧さん

稲見さんは昨年7月に行われた「センチュリー21レディス」で初優勝を飾り、同年の国内女子ツアー新人賞に輝くなど大活躍の一年でした。

一方の吉田さんも昨年6月に海外メジャー「全米女子オープン」に出場するなど実績を重ね、今後の活躍が期待されています！

その他にもメルセデスベンツ他、多くのスポンサー企業様にご支援をいただいております。

今年も両名、そして大学ゴルフ部から目が離せません!!

応援よろしくお願いします！



日々、ゴルフ技術の向上に取り組まれると共に、ゴルフに精通するための基礎力を養っている、日本ウェルネススポーツ大学ゴルフ部

WELLNESS
日本ウェルネススポーツ大学
通信
Campus!（きゃんぱす）



2012年に、旧利根中学校跡に開校した日本ウェルネススポーツ大学からの情報をお届けしています！

学校法人タイケン学園
日本ウェルネススポーツ大学
1号館　利根町布川1377
2～4号館　利根町布川1649
TEL 0297-68-6787
FAX 0297-68-6788

利根町総合型地域スポーツクラブ
とねワイワイくらぶ
ENJOY SPORTS! ENJOY LIFE!

あなたもワイワイくらぶに、参加してみませんか？

火曜日の夜に「けん玉」を始めました。

「けん玉」は、健康によい2つの効果があります。

自然とひざの曲げ伸ばしをするため、スクワットと同様に「足腰が鍛えられる」という効果。もう1つは、慣れないことを一生懸命に行っているときは、思考や記憶などを司る脳の前頭前野の働きが活発になります。そのため、けん玉には脳年齢の若さを保つ効果があります。

海外で見直され、国内でも子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツとして再び注目を集めています。

クラブでは、日本けん玉協会認定委員『トーゴさん』の指導を受け、いろいろな技に挑戦しています。多くの技を学びテストを受け合格すると「認定書」が発行されます。あなたも挑戦してみませんか。クラブには予備のけん玉があります。

「トーゴさん」は、不在の時もありますので事前にクラブまで確認してください。





3級合格の認定書

問い合わせ先
とねワイワイくらぶ　事務局
☎090（1407）4480

6月の活動予定

プログラムは、状況により変更・中止する場合があります。最新の活動計画は、各公共機関のパンフレット用ラック、または「とねっと」にてご確認ください。

★会員は、定例クラブ活動のどの種目をどれだけ選んでも同じ会費です。
ビジターの参加は、大人300円、子供150円です。（1回あたり）
・早朝の楊名時太極拳は無料です。

活　動	日　程	時　間	場　所
楊名時太極拳	月曜日：1日・8日・15日・22日・29日 水曜日：3日・10日・17日・24日 金曜日：5日・12日・19日・26日	①（月・水・金）7：00～7：40 ②（月・水）7：30～8：30 ③（水曜夜間）19：00～20：30	①早尾台緑地広場 ②とねっ子公園 ③利根町文化センター
テニス教室	金曜日：5日・12日・19日・26日	10：00～12：00	利根浄化センターテニスコート
テニス	月曜日：1日・8日・15日・22日・29日	（午前）10：00～12：00 （午後）13：00～15：00	利根浄化センターテニスコート
グラウンド・ゴルフ	日曜日：7日・14日・21日・28日 水曜日：3日・10日・17日・24日	9：30～12：00	（日曜日）文小学校グラウンド （水曜日）利根浄化センターグラウンド
バドミントン・卓球・ニュースポーツ	土曜日：6日・13日・20日・27日	（午前）9：30～12：00 （午後）13：30～15：30	文小学校体育館
ニュースポーツ 他	火曜日：2日・9日・16日・23日・30日	19：30～21：30	文小学校体育館
健康体操	日曜日：7日・21日	10：00～12：00	利根町生涯学習センター

利根町の医師からのメッセージ

新型コロナウイルス感染症を心配されている皆さんへ

利根町の医師は、どうやってこの病気に立ち向かっていったらいいものか、みんなで相談しています。ここにそのポイントをお話します。

この病気はまだ、完全な治療法はありません。自宅待機で様子を見るように言われており、軽症の場合は医療の出番はほとんどありません。そして重症の時に使う、人工呼吸器もエクモも治す機械ではないのです。ただ肺の肩代わりを一時的にして、人の自然回復を待っているのです。

しかし、予防法はあります。不必要に家から出ないことです。人となるべく会わないようにすることです。手洗いとマスクをきっちりすることです。

買い物も最小限にして、ご近所との挨拶にも距離を取るようにしてください。都会で働く人がいる家庭では、しばらくの間、話をしたり食事をする際には間隔をあけるとか、向かい合うことがないように気を使ってください。時々窓を開けて新鮮な空気を入れてください。マスクは市販品しか、効果がないような報道もありますが、私どもはそうは考えていません。手作りで結構です。清潔にして日中ずーっとつけてもらうのがいいのです。

多分、この感染症との戦いは長期戦になることと思います。重要な時期にきています。家で上手にやり過ごしてください。

利根町の医師：代表　鈴木内科医院　鈴木博之
山中医院・早尾台医院・服部内科医院・もえぎ野台よつば診療所
協和ガーデンクリニック・利根町国保診療所

令和２年度利根町出前講座
開催受け付け延期のお知らせ



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和２年度利根町出前講座につきましては、開催の受け付けを見合わせております。再開の時期につきましては、改めて「広報とね」でお知らせいたします。

皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、安心・安全のためご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度 一般会計予算の概要について

町民１人あたりに使われる金額

約375,800円

町民１人あたりに使われるお金は、一般会計予算の歳出をサービスの目的で分類した「目的別経費」を令和２年１月１日現在の住民基本台帳人口（16,063 人）で割った額です。

民生費
120,800 円
障害者・高齢者の福祉や医療、子育て支援など



総務費
54,600 円
広報活動、財産管理、税徴収、戸籍、選挙など



衛生費
37,100 円
健康の推進やごみ処理など



教育費
48,200 円
学校教育、生涯学習など



商工費
1,800 円
商工の振興など



公債費
21,800 円
借入金の返済など



土木費
45,500 円
道路や公園の維持・整備など



消防費
20,600 円
消防活動や防災体制など



農林水産業費
17,300 円
農業の振興など



議会費
5,700 円
議会活動など



その他
2,400 円

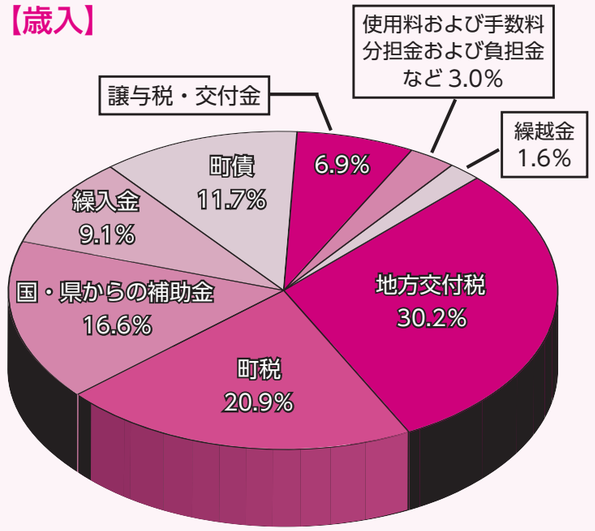
一般会計の予算規模　60億3,609万4,000円

5億1,958万3,000円の増（前年度比＋9.4%）

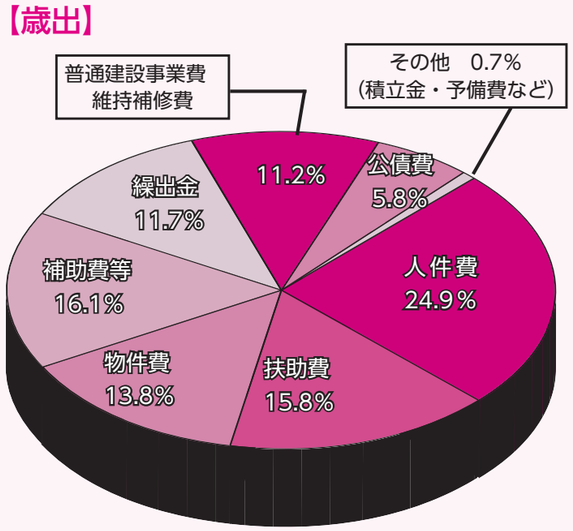
増となった主な要因は、龍ケ崎地方塵芥処理組合負担金の増や、利根町文化センター舞台吊物更新工事の実施などによるものです。

歳入では、各種交付金の減などにより引き続き厳しい状況となりました。このため、財政調整基金や特定目的基金からの繰入金、また、臨時財政対策債や過疎対策事業債などの町債により、財源の確保を図りました。

【歳入】



【歳出】



利根町の予算を１カ月の家計簿にたとえると

令和２年度一般会計予算を身近に考えるため、１年間の収入が 500 万円の家庭の家計簿に置き換えました。
歳出は、「目的別経費」と「性質別経費」に分けて見ることができますが、「性質別経費」に分類し説明します。

【歳入】

一般会計予算（１年間の収入）		家計簿（１年間の収入）	
町税 12 億 5,950 万円	町民税、固定資産税など町民の皆さんが納める税金です。	給与 （内訳） 基本給…町税 諸手当…地方交付税 など※１	290 万 1,630 円 104 万 3,307 円 185 万 8,323 円
地方交付税 18 億 2,394 万 5,000 円	市町村ごとの税収の格差を是正し、一定のサービスが受けられるように国から交付されるお金です。		
地方譲与税、各種交付金 ４億 1,945 万 8,000 円	国や県へ納めた税金が各基準により配分されるお金です。		
負担金、使用料・手数料など １億 7,831 万 2,000 円	保育料、施設等の使用料、各種証明の手数料などです。	パート収入	14 万 7,705 円
国県支出金 10 億 63 万 3,000 円	国や県から事業目的に応じて交付されるお金です。	仕送り	82 万 8,875 円
繰入金 ５億 5,004 万 6,000 円	財政調整基金など各種基金から取り崩したお金です。	預金の取り崩し	45 万 5,631 円
町債 ７億 420 万円	事業を行うためや町税等の減収により国や銀行から借り入れるお金です。	銀行などからの借入	58 万 3,324 円
繰越金 １億円	前年度の決算で生じた余剰金を、今年度の歳入に入れるお金です。	先月からの繰り越し	８万 2,835 円
合計　60 億 3,609 万 4,000 円		合計	500 万円

※１ 地方交付税は、税収の多い自治体と少ない自治体間の不均衡を調整するため、一度国が税金を集めて各自治体に再配分しているお金です。
ここでは、同様の仕組みで国や県が一度集め、自治体に交付する地方譲与税や地方消費税交付金なども含めて、諸手当としました。

【歳出】

一般会計予算（1 年間の支出）		家計簿（1 年間の支出）	
人件費 15 億 419 万 4,000 円	町長、議員や会計年度任用職員の報酬、職員の給料などです。※２	食費、衣類	124 万 5,999 円
物件費 ８億 3,420 万 5,000 円	光熱水費、消耗品費、通信運搬費、委託料などです。	上下水道料、電気料、雑費	69 万 1,014 円
維持補修費 8,268 万 1,000 円	公共施設（道路、学校、庁舎など）の修繕費です。	家や電気製品の修繕	６万 8,489 円
扶助費 ９億 5,202 万 8,000 円	障害者・高齢者の福祉や医療の給付費などです。	医療費、保険料	78 万 8,613 円
補助費等 ９億 7,399 万 8,000 円	事業・団体運営への補助金や消防、塵芥処理組合など一部事務組合に対する負担金です。	教育費、会費	80 万 6,811 円
普通建設事業費 ５億 9,006 万 3,000 円	公共施設（道路、学校、庁舎など）の建設や改修費です。	家の増改築、電化製品の購入	48 万 8,779 円
公債費 ３億 4,966 万 5,000 円	過去に借り入れた借金の返済費です。	ローンの返済	28 万 9,645 円
積立金 3,367 万 2,000 円	財政調整基金など各種基金の定期預金による利息の積立です。	預金利息の積立 預金	97 円 ２万 7,796 円
貸付金、投資及び出資金 502 万 6,000 円	財団法人などへの出資や住民の福祉増進を図るため貸し付けを行う経費です。	友人へ貸したお金	4,163 円
繰出金 ７億 556 万 2,000 円	国民健康保険や介護保険などの特別会計へ支出する経費です。	子どもへの仕送り	58 万 4,452 円
予備費 500 万円	緊急に必要とする場合のための経費です。	家に備えの現金	4,142 円
合計　60 億 3,609 万 4,000 円		合計	500 万円

※２ 令和２年度より臨時職員が会計年度任用職員に移行したことに伴い、人件費に計上されることとなりました。

令和２年度主要事業のお知らせ

※主要事業の中でも、主に新規・拡充事業について説明します。

総務行政一般

●公共交通対策事業（企画課）　10,651 千円
栄橋の渋滞緩和を目的に、「若草大橋有料道路通勤時間帯無料化実証実験」を行い、無料化に向けた効果検証を行います。

●シティプロモーション事業（企画課）　2,234 千円
利根町外の方に対し、町の認知度及び魅力度の向上を図り、将来的な町への移住者・定住者の獲得を目指すことを目的に、交通広告などを活用した町の PR を行います。

●庁舎管理（財政課）　3,038 千円
２階女子トイレの洋式化およびウォシュレットの設置工事と庁舎前ロータリーの旗ポール３本の建て替え改修工事を行います。

●町有財産管理（財政課）　6,930 千円
旧布川小学校の校庭南側にあるプレハブ解体工事と柳田國男記念公苑土蔵裏の斜面の倒木処分工事を行います。

●国保診療所改修工事（国保診療所）　25,218 千円
経年劣化による建物の外壁タイルの破損やひび割れ、サッシ目地のシーリングなどの改修工事を行います。

消防・防災関連

●防災施設費（総務課）　1,786 千円
利根町保健福祉センター、利根町生涯学習センター、利根町文化センターの指定避難所３カ所及び役場に Wi-Fi ルーターを設置します。



社会福祉関連

●障害者基本計画・障害福祉計画策定事業（福祉課）　4,522 千円
平成 30 年度に策定した「利根町障がい者プラン」について、サービスの利用状況や制度改正を踏まえ、見直しを行います。

高齢者福祉関連

●高齢者等買い物弱者移動販売事業（福祉課）　11,490 千円
生活必需品の購入に不便を感じている高齢者が、地域で安心して暮らせるよう食料品や日用品等の移動販売を実施します。（JA 水郷つくばに委託）

●在宅医療・介護連携推進事業（福祉課）　1,106 千円
高齢者が医療と介護の両方を必要とする状態になっても、在宅医療と介護の連携を図り、住み慣れた地域で暮らし続けられることを支援します。

児童福祉関連

●妊娠・出産祝い品支給事業（子育て支援課）　3,233 千円
妊娠時に母乳育児用品を支給し、産前産後の母親の不安軽減を図り、出産後には町内共通商品券を支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。（20 ページ参照）



農業振興・商工観光関連



●利根親水公園維持管理事業（経済課）　242 千円
駐車場の白線が薄くなっており、駐車しにくい状況となっていることから、利用者の利便性・安全性を確保するため区画線の引き直しを行います。

●空き店舗活性化支援事業（経済課）　300 千円
商店街等の復活や買い物環境の整備を図るため、商工会との連携により、町内空き店舗の利活用を推進します。

●町内産日本酒製造事業（経済課）　3,250 千円
町を PR するため、町内産の米を使用した日本酒を製造し、特産品づくり・地産地消の推進を図ります。

道路等の整備・環境関連

●道路維持工事事業（建設課）　216,810 千円
老朽化により傷んだ道路の修繕など、誰もが安心して利用できる道路環境改善を図るため、道路修繕工事を行います。

●道路改良工事事業（建設課）　148,538 千円
安全かつ快適な道路環境を図るため、幹線道路拡幅工事、狭あい道路拡幅工事を行います。

●都市計画事務（都市整備課）　14,696 千円
都市計画区域の整備、開発、保全のため、宅地耐震化の推進、都市計画法に基づく調査、大平地区における地区計画策定を行います。



学校教育・生涯学習関連

●語学指導事業（指導室）　351 千円
中学校１～３年生を対象とし、実用英語技能検定の受験を希望する生徒に検定料を半額助成します。

●事務局事業（学校教育課）　7,150 千円
学校施設の中長期的な維持管理・更新に係るコストの縮減を図るため、学校施設長寿命化計画を策定します。

●小学校運営事業（学校教育課）　891 千円
プログラミング教育の必修化に伴い、各小学校へ ICT 教育支援員を月１回派遣します。

●小学校施設維持補修事業（学校教育課）　3,045 千円
教育環境の充実を図るため、文小学校と布川小学校の音楽室にエアコンを設置します。

●中学校施設維持補修事業（学校教育課）　1,265 千円
教育環境の充実を図るため、利根中学校の音楽室にエアコンを設置します。

●旧東文間小学校管理事業（生涯学習課）　1,870 千円
旧東文間小学校跡地の安全な維持管理を確保するため、敷地内の樹木伐採工事、宿舎便所解体工事を行います。

●利根町文化センター管理事業（生涯学習課）　91,916 千円
多目的ホール舞台吊物装置の経年劣化に伴う装置更新工事、施設名称変更に伴う道路標識板修繕および施設内表示板等修繕を行います。

●生涯学習センター管理事業（生涯学習課）　1,620 千円
生涯学習センター利用者の利便性の向上および施設の機器等の経年劣化に伴い、東側駐車場照明取付工事、高圧負荷開閉器改修工事、テラス改修工事を行います。

●図書館管理・運営事業（生涯学習課）　18,496 千円
施設の経年劣化による、図書館正面玄関の自動ドア装置交換工事、館内の LED 照明化改修工事、高圧ケーブル改修工事を行います。

公約の取り組み状況 お知らせします！



町長の公約である「住民自治基本条例・対話型行政」は、町民の意見を取り入れながら住みよいまちづくりを目指し事業を進めていきますが、まずは町民の皆さまに対して、公約として掲げたものの取り組み状況・進捗状況をお知らせいたします。

健康増進施設に関するアンケート調査結果

健康増進施設調査事業の一環として実施した「健康増進に関するアンケート調査」の結果をお知らせします。

このアンケート調査は、町民の皆さまの健康増進施設に関する考え方などを把握し、施策を行うにあたっての方向性や課題などを検討することを目的に実施したものです。また、今後のまちづくり施策にあたっての基礎資料としても活用させていただきます。

ご協力いただいた皆さまありがとうございました。

なお町では、このアンケートの調査結果を踏まえ、健康増進施設（入浴施設）の誘致に向けた調査・研究を進めてまいります。アンケート調査結果の詳細については町公式ホームページのほか、役場1階および利根町図書館2階の情報公開コーナーに設置しております。

【アンケート調査の概要】

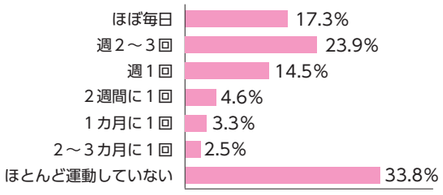
実査期間　令和元年10月26日～11月13日

対象者　住民基本台帳から無作為抽出した、20～75歳までの町民1500人

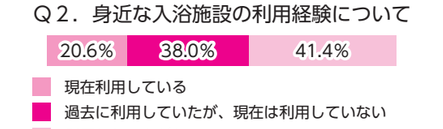
アンケート回収率　42・1％（631通）

【アンケート結果】

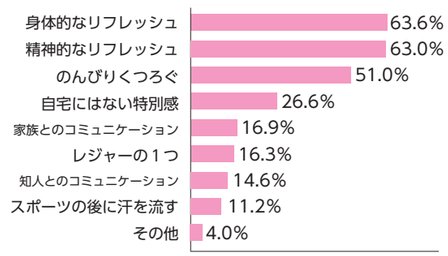
Q１．普段、運動をする頻度について



Q２．身近な入浴施設の利用経験について

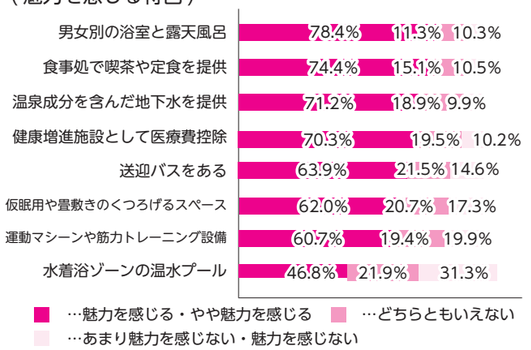


Q3. 入浴施設に行く目的について（複数回答）

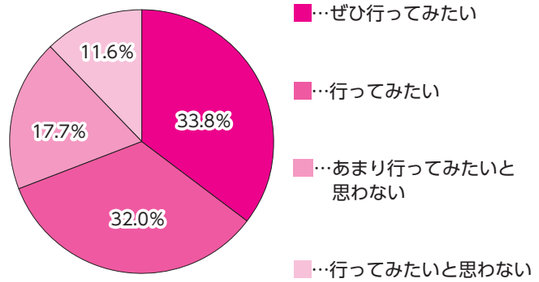


Q４－１．利根町に健康増進施設ができた場合、魅力を感じる特色について。
また、それらの特色がある健康増進施設が利根町にできた場合の利用意向について

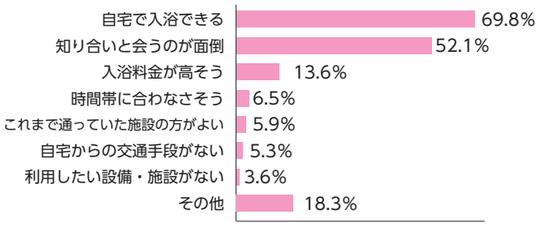
（魅力を感じる特色）



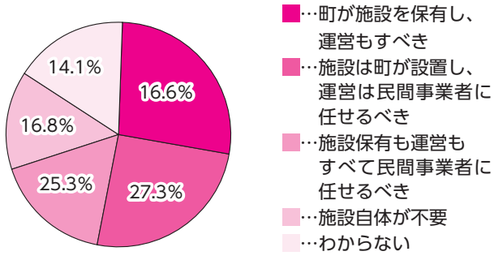
（利用意向）



Q４－２．（Q４－１で「行ってみたいと思わない」場合）
行ってみたいと思わない理由（複数回答）



Q５．健康増進施設の運営方法やサービスの必要性について



令和２年度および令和３年度の後期高齢者医療保険料率のお知らせ

令和２年度および令和３年度の後期高齢者医療保険料率が決定されましたので、お知らせいたします。

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で２年に一度見直しされることとなっています。

		平成30、令和元年度（参考）	令和２・３年度
保険料	均等割額	39,500円	46,000円
	所得割率	8.00%	8.50%

令和２年度の賦課限度額（上限）は64万円です。
（令和元年度は62万円）※茨城県内は均一の保険料率となります。

令和２年度の保険料の軽減について

① 均等割額の軽減

令和元年度

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	8割	7,900円
33万円＋「28万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円＋「51万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

令和２年度　※下線部が変更点になります。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	7.75割	10,350円
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	7割	13,800円
33万円＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
33万円＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

②加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が加入後２年間に限って５割軽減され、所得割額の負担はありません。

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金から天引き）されている方へ

令和２年度から、年金から天引きされる保険料額を平準化（均等化）します。

これまで、年間保険料額が決定する前の４月・６月・８月の「仮徴収」の額は、原則その年の２月と同額としていました。そして年間保険料額が決定した後、年間保険料額から仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りを、10月・12月・２月の３回に分けて年金から納付いただいていました。

今年度からは、下記の【例】のように仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方について、年間を通じてできるだけ均等になるように、６月と８月の仮徴収額を変更します。

【例】令和元年度（平成31年度）　年間保険料額　162,000円　令和２年２月　特別徴収額　50,000円
令和２年度・令和３年度　年間保険料額　162,000円（前年度と同額と仮定）の場合。

従来

元年度	令和２年度							令和３年度					
本徴収	仮徴収			本徴収				仮徴収			本徴収		
２月	４月	６月	８月	10月	12月	２月		４月	６月	８月	10月	12月	２月
50,000	50,000	50,000	50,000	4,000	4,000	4,000		4,000	4,000	4,000	50,000	50,000	50,000

今年度～　※令和２年度６月・８月の額＝（令和元年度の年間保険料額÷２－令和２年度４月分）

元年度	令和２年度							令和３年度					
本徴収	仮徴収			本徴収				仮徴収			本徴収		
２月	４月	６月	８月	10月	12月	２月		４月	６月	８月	10月	12月	２月
50,000	50,000	15,500	15,500	27,000	27,000	27,000		27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000

４月分は従来どおり２月の額と同額となりますが、６月以降の額が変更となります。なお、所得等の増減があった場合や、保険料率の改正等があった場合は、年額も増減しますので、後半の本徴収（10月・12月・２月）で再調整されます。

問い合わせ先　保険料の計算について　茨城県後期高齢者医療広域連合　事業課　☎０２９―３０９－１２１３
保険料の納付について　役場保険年金課　後期医療係　☎６８－２２１１（内線１７８）

軽自動車税（種別割）の減免申請受け付けのお知らせ

身体障がい者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免制度があります（自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません）。

持ち物チェック！ 手続きに必要なもの

- □ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- □ 運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- □ 車検があるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- □ 軽自動車税（種別割）納税通知書（納めないでください）
- □ 納税義務者の印鑑（スタンプ式は不可）
- □ 障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税（種別割）納税通知書を受け取られてから、**納期限 6月1日（月）**まで。

対象者および範囲

区分		軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人	本人
	18歳未満	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者		本人	本人
知的障害者		本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
精神障害者			

○対象車両は全て身体障がい者などの通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限ります。
○障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場合に限ります。
○自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
○障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障害の程度によらず減免の対象となります。

※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所（☎０２９－８９２－６１１１）へお問い合わせください。

問い合わせ先・申し込み先
役場税務課　町民税係　☎６８－２２１１（内線２０３・２０４）

対象となる障害の程度

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		１級～４級の各級	特別項症から第４項症までの各項症
聴覚障害		２級および３級	
平衡機能障害		３級	
音声機能障害		３級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第２項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		１級および２級	特別項症から第３項症までの各項症
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	１級～６級の各級	特別項症から第６項症までの各項症および第１款症から第３款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	１級～３級の各級	特別項症から第３項症までの各項症
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	１級～３級の各級および５級	特別項症から第６項症までの各項症および第１款症から第３款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	１級～３級の各級	特別項症から第４項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級および２級	
	移動機能	１級～６級の各級	
心臓機能障害		１級および３級	特別項症から第３項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
免疫機能障害		１級～３級の各級	
肝臓機能障害			
療育手帳		「Ⓐ」または「A」	
精神障害者保健福祉手帳		１級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方	

マル福 制度

医療福祉費支給制度（マル福）のご案内

問い合わせ先
役場保険年金課　医療福祉係
☎６８－２２１１（内線１７７）

医療福祉費支給制度をご存知ですか？

町では、医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方へ、健康保険が適用となる医療機関などでの入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。

次のいずれかに該当となる方には、「医療福祉費受給者証」を交付していますので、まだ申請をしていない方は、役場保険年金課にお越しください。

申請に必要となるもの（各区分共通）

①対象者の健康保険証
②印鑑（スタンプ式不可）
③本人または保護者名義の預金通帳もしくはキャッシュカード
④マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード・通知カード）

①～④（各区分共通）のほかに、
●妊産婦の方…母子健康手帳　●ひとり親家庭の方…戸籍
●重度心身障がい者の方…身体障がい者手帳など障害の程度を証明する書類
など対象区分により必要な書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

制度区分	対象者の区分	所得制限	対象となる方と対象期間
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで
	小児		出生の日から高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当の方は、県の制度は入院のみ助成
	ひとり親家庭の母子・父子		離婚、死別などにより配偶者のいない方で、18歳未満のお子さんを養育している方とそのお子さんを対象に、お子さんが18歳になる学年末まで（子が重度障害に該当する場合や、高校在学中の場合は20歳まで）助成しています。
	重度心身障がい者		① 身体障がい者手帳１級・２級の方または内部障害を理由とする３級に該当される方 ② 療育手帳の判定がAまたはⒶに該当される方 ③ 障害年金１級を受け取っている方 ④ 精神障がい者保健福祉手帳１級に該当される方など ※ 65歳以上の方は『後期高齢者医療保険被保険者』に限り対象となります。
町の制度	特例小児	なし	① 出生の日から高校生年齢相当の学年末までの年齢の方で、県の所得制限を超えて非該当になっている方 ② 中学生、高校生年齢相当の方の外来診療費

広報紙有料広告を募集！

町では、民間事業活動の活性化や新たな財源確保を目的に、広報紙に有料広告を掲載しています。毎月、約7,000部を発行し、町内全戸配布を行っています。広報紙に広告を掲載することによって、大きな宣伝効果が期待できます。ぜひ、毎月発行する「広報とね」に広告を掲載して、あなたのお店や会社をPRしてみませんか？

申し込み要項

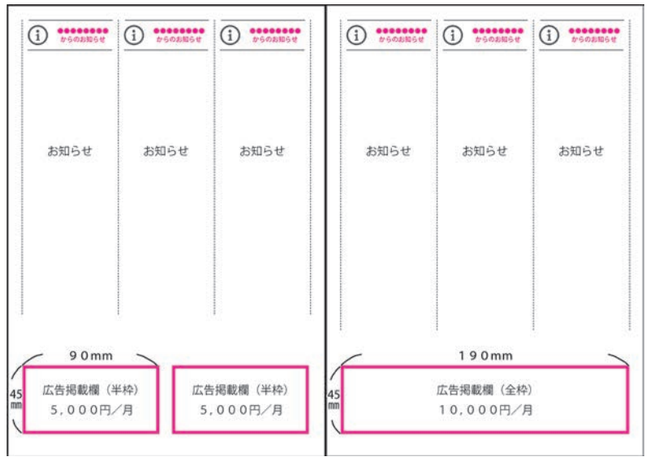
発行部数：約7,000部
配布方法：全世帯各戸配布および各施設配布
掲載色：２色（白・黒）
規格および掲載料（１カ月あたり）

	半枠	全枠
規格	45㎜× 90㎜	45㎜× 190㎜
掲載料	5,000円	10,000円

申し込み方法：申込書と広告案を、直接役場総務課までご提出ください。（遠方の場合は郵送でも可）
申し込み期限：原則広報発行月の４カ月前の月末（例：５月号掲載希望の場合、１月末までに申し込み）

※詳細については、問い合わせ先までご連絡ください。

▼広告掲載例



問い合わせ先・申し込み先　役場総務課　秘書広聴係
☎６８－２２１１（内線３１４）

消費生活相談だより
～スマートフォンの契約にご注意！～

春に新入学や新社会人になり、新規でスマートフォンの契約をした方も多いことでしょう。また、高齢者でスマートフォンを持つ方も年々増えています。
それに伴い、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数も多くなっています。国民生活センターのデータによると、下記のとおりとなっています。

事例1
- ●店でスマートフォンの料金が安くなると勧誘されて、夫婦で機種の変更の契約をしたが安くならなかった。
- ●格安スマホの販売サイトで海外製の端末と音声通話付き SIM のセットプランを申し込んだが電源が入らなかった。
- ●スマートフォンの契約プランを変更したところ、違約金を払うようにと言われたが、事前に聞いていなかった。

事例2
- ●有料サイトの未納料金を請求され、コンビニでプリペイドカード型の電子マネーを買って相手に番号を教えた。これで支払いが完了したのかどうか不安だ。
- ●サイトの未納料金があるというＳＭＳ（ショートメール）が届いたので連絡したところ、高額な料金を請求された。
- ●スマートフォンにメールが届いたので、自分が契約しているコンテンツ会社からだと思って個人情報を入力した。すぐ勘違いに気がついてメールしたところ、入会になっていると言われ、高額な退会費用を請求された。

通話料や機器、通信サービスなど、スマートフォンそのものに関する相談件数
2016 年度　14,253 件　2017 年度　14,725 件
2018 年度　16,040 件　2019 年度　11,533 件

デジタルコンテンツや、スマートフォンを利用した有料サイトからの料金請求などに関する相談件数
2016 年度　82,441 件　2017 年度　65,882 件
2018 年度　44,450 件　2019 年度　19,983 件

【アドバイス】
・自分の現在の利用状況を把握して、ホームページやパンフレットで確認をしましょう。
・店舗では契約の前に不明な点や自分に不利な点がないかなどを確認してみましょう。
参考：（独）国民生活センター、消費者庁、総務省のホームページ

おかしいと思われたらご相談ください。

相談窓口・問い合わせ先
①役場経済課　消費生活相談窓口　毎週火曜日　午前 10 時～午後５時（正午～午後１時の時間を除く）
☎６８―２２１１（内線４４２）
お電話や匿名でも消費生活相談員がご相談をお受けしています。
②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ　午前９時～午後５時（日曜日は電話のみ）
☎０２９―２２５―６４４５
③土曜日は、１８８（いやや！）の消費者ホットラインで国民生活センターへ。
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより　事業経営者の皆さまへ

記帳継続指導・記帳機械化指導のご案内

商工会では、事業経営に必要な帳簿の記帳を正しく理解していただくため、専門の記帳専任職員を配置しています。税金の各種控除を知りたい、青色申告制度って何？など皆さまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っております。

記帳継続指導
【概要】自立記帳・申告が行えるように継続指導を行います。
【金額】1,020 円／月（令和２年３月 31 日現在）
【内容】巡回・窓口にて記帳指導、各種必要届出書および決算書・申告書作成などの指導を行います。

記帳機械化
【概要】決算書・申告書、各種届出報告、総勘定元帳作成の代行を行います。
【金額】3,080 円／月（令和２年３月 31 日現在）
【内容】商工会標準会計ソフトを利用し、帳簿入力、決算書・申告書作成の代行、および総勘定元帳の作成と各種データ管理、各種税務届出、報告等の代行処理を行います。

茨城県よろず支援拠点のご案内

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置している無料の相談所です。中小企業・小規模事業者、NPO 法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業希望者の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。

当拠点では、中小企業支援に特に優れた能力・知見・実績などを有する、民間企業出身のチーフコーディネーターおよびコーディネーターが、速やかに専門的な見地からのアドバイスや専門家の紹介などを無料で行います。お気軽にご連絡ください。

問い合わせ先　茨城県中小企業振興公社
よろず支援拠点窓口
☎０２９－２２４－５３３９

利根町新築マイホーム取得助成金のご案内

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から５年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を助成しています。

今年度の申請期限は、令和２年 11 月２日（月）【必着】です。

●申請期限：住宅取得に伴う登記の日から１年以内
●申請締め切り日：11 月２日（月）
●助成金額：30 万円（右記加算事由に該当する場合は、それぞれ 10 万円を助成金に加算します。）
※助成金の交付は、同一申請者（同居人も含む）に対して１回限りとします。

加算事由	加算額
中学生以下の子供と同居する世帯	10 万円
新築に伴い、町外から転入する世帯　※１	10 万円

※１．下記フロー図参照

●住宅取得前に町内に居住している場合
（例：利根町内の仮住まいに転入した後、新築住宅を取得して転居したなど）

助成金の交付を受けようとする方（以下「申請者」）が転入日前１年以上利根町の住民でない
- YES → 申請者が転入日から１年以内に住宅を取得している
  - YES → 加算要件に該当します
  - NO → 加算要件に該当しません
- NO → 加算要件に該当しません

●住宅取得後に転入する場合

申請者が転入日前１年以上利根町の住民でない
- YES → 加算要件に該当します
- NO → 加算要件に該当しません

本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、町公式ホームページをご覧になるか、役場企画課 まちづくり推進係までお問い合わせください。

町内に空き家をお持ちの方へ
～空き家バンクに登録しませんか？～

町では、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンク制度を実施し、「空き家を貸したい、売りたい」という方の物件登録申し込みを募集しています。
町内に空き家を所有れている方は空き家バンクへの登録をお願いします。

～空き家バンクとは～
空き家の売却・賃貸を希望する所有者から登録していただいた物件情報を町公式ホームページなどで公開し、移住・定住を目的に空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。
※平成 27 年度より、利根町空き地バンク制度も実施しています。

空き家バンクを利用された方に対し、助成金などの交付を行っています。

※申請要件が緩和されました。

転入だけでなく、

町内転居の場合もご利用いただけます

助成制度	対象者	助成額
空き家リフォーム工事助成金	空き家の所有者または空き家を購入・賃借した方	リフォーム工事費用の総額の２分の１（上限 30 万円）
空き家子育て活用促進奨励金	中学生以下の子どもと同居している方	20 万円

※その他所定の要件有
※空き家バンクおよび助成制度の詳細につきましては、町公式ホームページまたはお問い合わせにてご確認ください

問い合わせ先　役場企画課　まちづくり推進係
☎ ６８－２２１１（内線３３２）✉ machisui@town.tone.lg.jp

無料法律相談のお知らせ

●**日時**：６月８日（月）
午前９時～午後１時
●**相談内容**：借金問題、離婚、相続・贈与の問題、土地（借地）・建物のトラブル、境界争い、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、ＤＶ問題、交通事故などでお困りの方の相談
●**相談受付件数**：12件まで
（１人20分程度）
●**相談員**：町で委託の弁護士
●**申し込み方法**：相談日前日までの電話予約とします。ただし、当日空きがある場合は、当日でも受け付けいたします。

問 役場福祉課 社会福祉係
☎６８－２２１１（内線１２２）

行政書士無料相談会のお知らせ

事前予約は不要です。
●**日時**：６月14日（日）
午後１時～３時
●**場所**：龍ケ崎市市街地
龍ケ崎市商工会　２階
●**相談内容**：相続、遺言、農地転用、入国管理各種許可申請手続他
●**相談員**：龍ケ崎市・利根町・河内町在住の行政書士数名

問 土井
☎０８０－８７１７－２２２６

『介護者のつどい』のご案内

『介護者のつどい』は、介護者同士が集まり、毎月第２水曜日に開催しています。座談会や食事会等を通して情報交換を行い、お互いの交流を図っています。また、利根町社会福祉協議会との共催で日帰り旅行や新年会などのリフレッシュ企画もありますので気軽にご参加ください。
開催日、場所、内容など毎月の予定は「広報とね」でお知らせします。
●日時：６月10日（水）
午後１時30分～
●場所：利根町保健福祉センター
●内容：懇談会
●申し込み：不要
●参加費：実費

問 利根町地域包括支援センター
☎６８－２２１１（内線１３１）

龍ケ崎地方家族会（ピア・かたつむり）定例会のお知らせ

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母やきょうだいが集まって、毎月１回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加出来る会で、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。時には専門家を講師に迎えて医療や福祉制度についての勉強もします。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。
●日時：６月６日（土）
午後１時30分～３時30分
●場所：龍ケ崎市民活動センター
（龍ケ崎市馴馬2445）
●対象地区：利根町・龍ケ崎市・稲敷市・河内町・つくば市・その他
●主催：龍ケ崎地方家族会
（ピア・かたつむり）

問 龍ケ崎地方家族会会長　長瀬
☎０９０－５４２５－２２３６

利根町指定有形文化財登録のお知らせ

令和２年１月22日に利根町指定有形文化財に「杉野東山篆額」（圓通閣）が登録されました。この篆額は奥山泉光寺にあり、書の達人で800人余の子弟がおり、人望の厚かった杉野東山が作成しました。
本来、篆額の書体は篆書体が基本ですが、この篆額は独自にアレンジした文字で高い技術と美的感覚がみられます。この篆額以外にも、町内寺院名の額や祭礼の登り旗等の多数の作品があります。
●場所：奥山泉光寺
（利根町大字奥山777番地）

問 役場　生涯学習課
☎６８－２２１１（内線４２２）



新型コロナウイルス「無料電話相談」のお知らせ

～ 一人で悩まずご相談ください。～
●雇用・収入に関するご相談
☎０２９－２９２－６６９５
●医療・介護に関するご相談
☎０２９－２２８－０６００
●相談時間：午前10時～午後４時
（土・日曜日、祝日を除く）
※４月29日（水）、５月４日（月）～６日（水）は、午前９時30分～正午

問 茨城民医連　木村
☎　０２９－２２８－０６００
FAX ０２９－２２８－０６０２
f_kimura@iba-min.org

COFFEEHOUSE
とむとむ
スペシャルティコーヒーをサイフォン
２杯立てゆったりとした空間で飲める店
〒300-1604　利根町横須賀804-1
http://www.coffeetomtom.com/
☎０２９７－６８－８１５４



利根町地域公共交通会議公募委員募集のお知らせ

利根町の公共交通について，協議する委員を募集します。
●応募資格：次の①～③の要件を全て満たす方
①令和２年５月１日現在、利根町に引き続き１年以上居住している18歳以上の方
②平日の昼間の会議に参加できる方
③議員または町職員でない方
●募集人数：２名
●選考方法：応募理由を審査のうえ、選考結果を応募者全員に通知します。
●任期：委嘱の日から２年間
●報酬：4,400円（日額）
●申し込み方法：「公募委員申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX、電子申請届出サービスまたは、直接役場企画課へお申し込みください。
公募委員申込書は，町公式ホームページからダウンロードできるほか、役場企画課・利根町生涯学習センター・利根町図書館に設置してあります。
電子申請 QR
●締め切り日：５月29日（金）

問 役場　企画課　企画調整係
☎　６８－２２１１（内線３３７）
FAX ６８－７９９０

関東総合通信局からのお知らせ

「ストップ　不法電波」
総務省では、６月１日～10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化します。
電波は、暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

問 不法無線局による混信・妨害
☎０３－６２３８－１９３９
テレビ・ラジオの受信障害
☎０３－６２３８－１９４５

常陽銀行年金無料相談会のお知らせ

～お気軽にご都合の良い開催店でご相談ください～
常陽銀行委嘱の社会保険労務士が、年金のお受け取りについての疑問や手続きについて個別にお応えするとともに、年金請求手続きの代行をしてくれます。
年金相談スケジュールは、常陽銀行のホームページにてご確認ください。
ご相談は予約制となります。予約のお申し込みは、各開催店へお願いします。
▶詳しくはコチラ

お知らせ
～ information ～

問 ･･･ 問い合わせ先
☎ ･･･ 電話番号
申 ･･･ 申し込み先
✉ ･･･ メールアドレス



政府主催慰霊巡拝事業についてのお知らせ

～政府主催慰霊巡拝事業の参加者に補助金を交付します～
町では、戦争により肉親が亡くなった現地で、慰霊、追悼を行いたいという遺族の要望にこたえるため、政府が主催する慰霊巡拝事業に参加する町内在住の戦争遺族の方に対して旅費の一部を助成いたします。
●対象者：利根町に在住する戦没者の遺族で、政府主催の慰霊巡拝参加者内申要領の参加条件を満たす方
本町の町税を滞納していない方
●補助金の額：参加費の実支出額の３分の１以内の額を補助。ただし、５万円を上限とします。
●その他：補助金の申請方法などの詳細につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。

問 役場福祉課　高齢介護係
☎６８－２２１１（内線１２５）

一般社団法人
利根町シルバー人材センター
剪定、除草の他、
ご家庭でのちょっとしたお困り事もご相談ください！
0297-68－7896までお電話ください



遊べる心理学⑪

心理テストやワークシート、自己診断などで楽しみながら心理学を学んでみませんか。心理学を学ぶことで、人間関係のヒントになるかもしれません。体験・参加型の講座になっておりますのでぜひ参加してみてください。

期　　日　7月3日（金）・17日（金）・8月7日（金）　全3回
時　　間　午前10時～正午
場　　所　利根町文化センター2階　会議室B
内　　容　①心理テスト　②ワークシート　③自己判断
講　　師　ふれあい楽集町民講師　宮本　トシコ　氏
資 料 代　100円（全3回分）
定　　員　10名（18歳以上の方対象）
持 ち 物　筆記用具
申込締め切り日　5月19日（火）
申し込み方法　生涯学習センターに、直接電話でお申し込みください。
※募集人数を超えた申し込みがあった場合は、主催者側の抽選といたします。新型コロナウイルスの状況により、中止または延期となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

ふれあい楽集講座事業 ～参加者募集～

この講座は、生涯学習ボランティアによるまちづくり事業として、ふれあい楽集登録の町民講師が主体となり、実施する講座です。

問い合わせ先・申し込み先
利根町生涯学習センター
☎68－3263

臨時休館期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、図書館では臨時休館の期間を4月12日（日）までとお知らせしておりましたが、県南地域および県外の隣接地域での発生が増加していることを踏まえ、引き続き休館期間を延長しております。

それに伴い、5月に開催を予定していた映画会・おはなし会につきましても中止とさせていただきます。

なお、休館期間の延長など、最新の情報は図書館ホームページをご覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

皆さまには大変ご不便をおかけしますが、安心・安全のためご理解とご協力をお願いいたします。



臨時休館期間：5月31日（日）まで
※状況により変更となる場合があります。

図書館だより



利根町図書館　☎68－8868
開館時間／午前9時30分～午後5時
休館日／毎週月曜日、祝日、年末年始、月末資料整理日、特別整理期間

6月 図書館カレンダー　□は休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

「プラスワン休暇」で休み方を変えよう。働き方を変えよう。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために「プラスワン休暇」で連続休暇に。土・日曜日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、「3日（2日）+1日以上の休暇」＝プラスワン休暇を実施しましょう。



茨城労働局雇用環境・均等室　☎029－277－8294

やりたいことが見つからない人のために！

「就職カレッジ」開催のお知らせ

～「自分に出来る仕事さがし編」～



日　　程　土浦会場　5月25日（月）、26日（火）、6月1日（月）、16日（火）、19日（金）
土浦市亀城プラザ（土浦市中央2-16-4）
水戸会場　6月24日（水）、26日（金）、29日（月）、7月10日（金）、13日（月）
いばらき就職支援センター（水戸市三の丸1-7-41）
※5日間で1つのセミナーです。
時　　間　午前9時30分～午後4時30分
対　　象　35歳未満の求職者　各会場先着10名
※働いている方、学生も可
申し込み方法　電話または、メールでの事前申し込みとなります。
申し込み先に、氏名・年齢・電話番号をお伝えください。

参 加 費　無料
内　　容　自己理解、仕事研究、求人票の見方、コミュニケーションなど
（職場見学付き）
そ の 他　マスク着用。その他の感染症予防対策にご協力いただきます。
また、開催中止の場合、個別相談に切り替えます。
「求職活動証明」発行

問い合わせ先　NPO法人雇用人材協会
☎029－300－1738
（平日：午前9時～午後6時）
✉s-college@koyou-jinzai.org

町の情報をアプリでチェック！マチイロアプリのご紹介

マチを好きになるアプリ

マチイロ



新着情報と連動したプッシュ通知機能や広報紙のオフライン閲覧、オリジナルコンテンツ配信など、さまざまな機能がある「マチイロ」アプリを、ぜひダウンロードして、いつでもどこでも、町の情報を手軽にチェックしてみましょう！

問い合わせ先　役場総務課　秘書広聴係
☎68－2211（内線314）

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん！



ダウンロードは下のQRコードから
※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとの負担となります。
※広告が標示されますが、町とは何ら関係はありません。
android　IOS

墓石・燈籠・石材全般
株式会社 石のエビハラ
フリーアクセス　TEL 0120-68-8751　定休日：水曜日
TEL 0297-68-8751　利根町横須賀1304（利根中学校前）
URL：http://www.ishiebi.sakura.ne.jp/



利根町妊娠・出産祝い品支給事業開始のご案内

令和２年４月１日より、利根町妊娠・出産祝い品支給事業が始まりました。

この事業は、妊婦および子育て世帯へ母乳育児用品および商品券を支給することで、産前産後の母親の不安軽減を図るとともに、経済的負担の軽減および町内の消費活動の活性化を図ることを目的としています。

事業内容

①母乳育児用品の支給



内　　容：母子健康手帳を交付された妊婦の方に母乳育児用品（授乳服）を支給します。

支給対象者：母子健康手帳を交付された妊婦の方で、申請時点で町内に住所がある方
・特例として、上記対象者のうち、入院等の理由で出産前に申請ができなかった方で、令和２年４月１日から５月 31 日までの間に出産した方は、母乳育児用品の申請が可能です。
・転入時点で、すでに母子健康手帳をお持ちの妊婦の方も対象です。

申 請 方 法：母子健康手帳の交付を受けた後、子育て支援課で申請手続きをしてください。

申 請 期 間：特例の方をのぞき、原則妊娠中です。

持参するもの：母子健康手帳の写し（妊婦の氏名、分娩予定日が確認できるページの写し）印鑑（スタンプ式不可）

②出産祝い商品券の支給

内　　容：お子さんが生まれた子育て世帯に出産祝い商品券（利根町内共通商品券 ５万円分）を支給します。
商品券は町内取扱店で使用できます。

支給対象者：出生日が令和２年４月１日以降で、出生時に当町の住民基本台帳に登録された子ども（以下、「対象子ども」という）父または母で、次の２点ともに当てはまる方。
①対象子どもの出生日において当町の住民基本台帳に登録されている方
②対象子どもを監視し、かつ、生計を同じくする方
ただし、下記のいずれかに当てはまる場合は、商品券が支給されません。
・対象子どもの父または母に、対象子どもの出生日において町税等に滞納があるとき。
・申請期間内に、町内に住所を有しなくなったとき。
・申請期間内に、商品券の支給申請を行わないとき。
町税等とは…利根町で賦課された住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、利用者負担額（保育料）、放課後児童クラブ費のことをいいます。

申 請 方 法：出生届を届け出後、子育て支援課で申請手続きをしてください。

申 請 期 間：出生日の翌日から 50 日以内（50 日目が閉庁日の場合、その前の開庁日が締め切り日）です。

持参するもの：印鑑（スタンプ式不可）

申請がない場合は、対象者であっても支給を受けることができませんので、忘れずに申請願います。
ご不明な点がありましたら、子育て支援課までお問い合わせください。

問い合わせ先　役場子育て支援課　子育て支援係（内線１４２）

令和２年度

特別児童扶養手当等の手当額が改定されました

令和２年４月からの特別児童扶養手当等の手当額（月額）が左記のとおり改定されましたので、お知らせいたします。

令和２年４月からの特別児童扶養手当等の手当額（月額）

	令和元年度	令和２年度
特別児童扶養手当（１級）	52,200 円	52,500 円
特別児童扶養手当（２級）	34,770 円	34,970 円
障害児福祉手当	14,790 円	14,880 円
特別障害者手当	27,200 円	27,350 円
経過的福祉手当	14,790 円	14,880 円

※令和２年１月２４日付けで 2019 年全国消費者物価指数が公表されました。
これにより特別児童扶養手当及び特別障害者手当等について、物価変動率（＋ 0.5％）に基づき額改定が行われました。

問い合わせ先　役場福祉課　社会福祉係　☎６８－２２１１（内線１２６）

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」って聞いたことありますか？

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとされています。日本でも、男女共同参画基本計画の中で、「生涯を通じた女性の健康支援」を施策として掲げ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点の重要性をうたっています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が身体的・精神的・社会的な健康を完全に良好な状態で維持し、子どもを産むかどうかなど自分の体に関することについて、自分の意思が尊重され、自ら自由に決定する権利のことをいいます。

具体的には、以下のような権利が含まれます。

●すべてのカップルと個人が、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか、出産間隔をどうするかを自由にかつ責任をもって決定する権利
●そのための性と生殖に関する教育を受け、情報を得る権利
●差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利
●適切なヘルスケアサービスが受けられる権利
●合法かつ安全な中絶の権利
●断種や中絶を強制されない権利
●避妊の権利
●ジェンダーに基づく暴力、児童婚、強制婚、女性性器切除（FGM）などの慣行からの保護
●すべての新生児が健全な小児期を過ごせること



女性は、妊娠出産等の女性特有の健康上の問題があります。月経、避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害など、思春期、妊娠出産、更年期、高齢期と生涯のそれぞれのライフステージに合わせ、女性が直面するさまざまな問題に対応し、生涯を通じた女性の健康を保持増進するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを正しく理解することが大切です。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツで提唱される権利の獲得は、女性が安心して子どもを産み、育てることができ、さらに子どもを産みたいと思う社会を形成するために必要不可欠であるといえます。

問い合わせ先　企画課企画調整係　☎６８－２２１１（内線３３７）

母子家庭等自立促進講習会のお知らせ

場　　所：茨城県母子寡婦福祉連合会
ラーク・ハイツ会議室

対 象 者：母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦で全日程出席でき、今後就労を希望する方

申し込み方法：申込用紙は、役場子育て支援課にあります。
また、茨城県母子寡婦福祉連合会のホームページからもダウンロードできます。

そ の 他：託児所を利用できます。（2歳児以上）
※事前に登録が必要です。
次の条件を満たす方は、交通費の一部が支給されます。
（母子家庭等となって7年未満の方で前年度の所得が一定以下の方）

介護職員初任者研修

●**日時**：６月 14 日（日）～ 14 日間（日曜日のみ）
午前９時～午後５時（内容により短縮あり）
●**募集人数**：20 名
●**受講料**：無料（ただし、テキスト代 6,000 円、ボランティア保険加入代 392 円の自己負担があります。）
●**申し込み期限**：５月 29 日（金）【消印有効】
●**その他**：レポート提出　４回 (全 130 時間) あり

調剤薬局事務講座

●**日時**：10 月３日（日）～８日間（土曜日のみ）
午前 10 時～午後４時
●**募集人数**：20 名
●**受講料**：無料（ただし、テキスト代 3,000 円、ボランティア保険加入代 (224 円) の自己負担があります。）
●**試験代**：6,500 円
●**申し込み期限**：９月 18 日（金）【消印有効】

問い合わせ先：社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会　母子・父子福祉センター
〒 300-0065　水戸市八幡町 11-52 ラーク・ハイツ内　☎０２９－２２１－８４９７



町の防災情報の入手方法！パート②

町の避難情報などの防災情報は、次の方法で入手することができます。

●防災行政無線　●町公式ホームページ　●広報車による巡回

●情報メール一斉配信サービス　●エリアメール　●その他メディア

※各種災害等の情報の入手方法については、「利根町防災の手引き 2019 年版」の裏表紙にも記載しておりますのでご覧ください。

今回のパート②では、町からの防災情報の入手方法について、２つご紹介いたします。

※ 前回のパート①では、【防災行政無線、町公式ホームページ、広報車、その他メディア】の４つをご紹介いたしました。（広報とね４月号）

情報メール一斉配信サービス

町からの情報を、携帯電話、スマートフォンまたはパソコンなどにメールでお届けします。
情報入手には、情報メール一斉配信サービスへの登録が必要になります。
登録は右記 QR コードもしくは、下記メールアドレスに空メールすることで、登録の手続きができます。
【メールアドレス】mm_tone_regist@ictech.jp
また、情報メール一斉配信サービスの内容などについては、町公式ホームページに公開されています。
URL：http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page000855.html

QR コード

エリアメール（緊急速報メール）

エリアメール・緊急速報メールとは、携帯電話、スマートフォンを利用した災害時専用の情報配信システムです。

気象庁が配信する緊急地震速報や、町が配信する避難情報など緊急かつ重要な情報を、ＮＴＴドコモ「エリアメールサービス」、KDDI およびソフトバンクの「緊急速報メールサービス」を利用して携帯電話、スマートフォンに配信します。

町内全域にメール配信するため、仕事などで町内にいる方も受信することができます。

なお、受信にあたり事前に登録の必要はありません。



問い合わせ先　役場総務課　消防交通係　☎６８－２２１１（内線３１６）

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練の実施のお知らせ

災害や武力攻撃などの発生時に備え、右記のとおり、今年度3回の情報伝達試験を行います。

この試験は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）（※）を用いた国による試験です。

試験実施日時

5月20日（水）、10月7日（水）、令和3年2月17日（水）

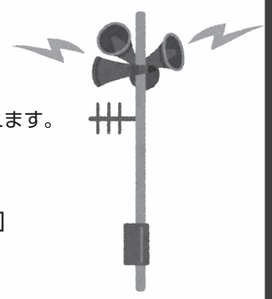
いずれも午前11時

放送内容　～防災行政無線にて放送～

町内の防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

【放 送 内 容】

1. 上りチャイム音
2. 「これは、Ｊアラートのテストです」×３回
3. 「こちらは、ぼうさいとねです。」×１回
4. 下りチャイム音



※ 災害や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問い合わせ先　役場総務課　消防交通係　☎６８－２２１１（内線３１６）

家庭ごみ個別訪問収集のご案内

集積所までごみを排出することができない高齢者や障がい者の方などのご自宅を、ごみ収集業者が訪問してごみを収集する事業を行っています。内容については次のとおりです。

【収集対象世帯】

（※４月１日から対象が拡大されました。）

訪問収集を受けることができるのは、町内に居住し、次の（1）から（3）までのうち、いずれかを満たす世帯となります。

ただし、同一敷地内または近隣に親族等が居住し、ごみの排出の協力が得られる場合は対象外となります。

①介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護１以上で、65 歳以上の１人暮らしの高齢者世帯

②身体障害者手帳を有し、２級以上の等級に認定された肢体不自由または視覚障害のある１人暮らしの障がい者世帯

③ ①、②で掲げる高齢者および障がい者のみで構成される世帯

受付窓口

受付場所：役場環境対策課（庁舎２階）
・申請様式は環境対策課に用意してあります。
・電話や郵送での申し込みはできません。
申請者が窓口にお越しください。

申 請 者：利用希望者・希望者世帯の構成員・親族・介護者・民生委員等

受付時間：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前８時 30 分～午後５時 15 分
（正午から午後１時までの時間を除きます。）

受け付け時に持参するもの

●申請者および利用希望者の認印
●申請者および利用希望者の身分証明書（免許証・保険証など）
●利用希望者の介護保険被保険者証または障害者手帳

受け付けから決定まで

申請書に必要事項を記入のうえ提出していただき、同時に収集開始希望日や利用希望者の現況、生活状況などをお聞きします。申請内容について審査をさせていただき、後日、決定通知書を発行いたします。決定通知書は、収集を「承認する」「承認しない」にかかわらず発行いたします。

※収集を承認した場合、収集開始日など、利用者または申請者の方へ事前にご連絡いたします。

収集の内容

ごみの種類と収集日：

もえるごみ	毎週火曜日
もえないごみ・資源物	第１・３週金曜日（一括収集）

・収集日は全地区共通です。
・ゴールデンウィークと年末年始の日程は、変更になる場合があります。

収集方法：ごみ収集業者が利用者のご自宅に伺い、利用者が指定する場所に排出されたごみを収集します。分別・収集・声かけに関する詳細は、申請時にお伝えします。
・町指定ごみ袋やステッカーは、各自でご用意ください。
・ご希望の方には、収集時に声かけ（安否確認）を行います。

問い合わせ先・申し込み先　役場環境対策課　☎６８－２２１１（内線２４３）

利根町農作業標準賃金のお知らせ

令和２年度の農作業標準賃金が左記のとおり決定いたしました。この表はあくまでも農作業賃金の目安ですので、実際には当事者の話し合いにより決定してください。

作業別・種別			金額	
臨時雇	賃金	田植え補助	8時間	8,000 円
		稲刈り補助		7,000 円
動力作業（10a 当り）	田耕起	トラクター	1 番耕起	4,000 円
			2 番耕起	3,000 円
	水田代かき	トラクター	7,000 円	
	田植え	請負者苗持ち	22,000 円	
		請負者苗なし	8,000 円	
	稲刈り	コンバイン（倒伏などの条件による）	18,000 円～ 22,000 円	
	畦塗り		100 m当り	3,000 円
	畑耕起	トラクター	4,300 円	
	乾燥調整（籾すり含む）		60kg 当り	1,800 円
	育苗		1 箱当り	750 円
	稲刈りから乾燥調整（籾すり含む）		31,000 円～ 35,000 円	

※動力機の燃焼代は請負者負担となります。



問い合わせ先　農業委員会事務局（役場経済課内）
☎６８－２２１１（内線４３６）



風の爽やかな過ごしやすい季節になりました。外へ出て思い切り背伸びをしよう。

＊＊６月の予定＊＊

◎とね子育て支援センターの活動は、通常は文間保育園内にて月～金曜日に行っています。（土・日曜日、祝日はお休みです。）
※ワイワイサロンは、利根町保健福祉センターでの育児相談日です。
※遊びに来る時は、各自飲み物を持参してください。

2	火	にこにこ広場
4	木	♠すくすく（山道散歩）
10	水	●ぽこぽこへ行こう（あぜみち散歩）
11	木	にこにこ赤ちゃん
12	金	■誕生カード作り（７・８月生まれ）
16	火	育児相談ワイワイサロン
17	水	子育て講座（利根町保健福祉センター）
19	金	★あじさいの花、見に行こう
23	火	♣♥◆よちよち・ねんね・赤ちゃん
24	水	○ぷちぷちに行こう
26	金	すっきりサロン

●気候がよくなってきたので外での活動が多くなってきました。たくさん遊びに来てください。日焼け対策も忘れずに！
■６月12日（金）午前10時～
誕生カード作り７・８月生まれ
該当する方はどうぞ
簡単に作れるかわいいカードです
★６月19日（金）午前10時～
あじさいの花、見に行こう
場所：円明寺隣の芝生の広場　（利根町立木1368）
☂雨天時は支援センターで遊びましょう

●ぽこぽこは、親子ふれあいサークルです。
午前10時30分～　利根町文化センター１階
○ぷちぷちは、赤ちゃんと絵本をつなぐサークルです。
午前10時30分～　利根町図書館２階

里帰り中の方もご利用ください



実家が利根町にある方で、町外にお住まいの方、子育て支援センターを利用する事が出来ます。
どうぞ気軽におでかけください。

支援センターってどんなところ？



利根町在住の、未就園のお子さんと、その保護者を対象にさまざまな支援を行っています。
現在は、子育て真っ最中の方同士の情報交換や、気分転換の場所、子どもたちのふれあい体験の場にもなっています。
担当保育士とたわいのないおしゃべりをしたり、相談したりすることで、子育ての悩みも少しは軽減するのではないかと思います。
何かのきっかけ作りになれば幸いです。

年齢別サークルの集い

午前９時30分～11時30分
対象：未就園の親子
年齢に合わせた（すくすく・よちよち・ねんね・赤ちゃん）活動。季節に合わせた製作や散歩、親子のふれあいタイム、保護者同士の情報交換、また保育士の絵本・紙芝居の読み聞かせ、その他歌ったり踊ったりさまざまな経験をすることができます。

年齢別サークルの対象年齢

♠すくすく	平成29年４月～平成30年３月生まれ
♣よちよち	平成30年４月～平成31年３月生まれ
♥ね ん ね	平成31年４月～令和元年12月生まれくらい
◆赤ちゃん	令和２年１月くらい～

※マタニティさんは、赤ちゃんの日やねんねの日に遊びに来てください。
※遊びに来る際は各自飲み物をご持参ください。

にこにこ広場

午前９時30分～11時30分
対象：未就園の親子
みんなで挨拶をすませてから園庭および室内で好きな遊びを楽しんでください。（保育士による紙芝居などあり）

にこにこ赤ちゃん

午前９時30分～11時30分
対象：ねんね・赤ちゃん
マタニティさんもどうぞ
室内でのんびり遊んだり、園庭をベビーカーでお散歩したりとご利用ください。

園庭開放日

月曜日～金曜日（祝日は除く）
午前９時30分～11時30分
午後３時～４時
屋内も一部開放していますので☂雨の日もどうぞ。
■持参したベビーカーでお庭を散歩することができます。
■お孫さんをみていらっしゃる祖父母の方もご利用ください。

出前保育

午前９時30分～11時30分
対象：未就園の親子
地域の公園や、町の公共施設に集まってみんなで楽しく遊ぶ日です。特に公園遊びは大人気。季節に合ったお花見や、どんぐり拾いなどもおすすめです。たくさんの参加をお待ちしています。

すっきりサロンへどうぞ




午前９時30分～11時30分
○引っ越ししてきたばかりで、まだお友達がいない親子の方。
○昼間お子さんやお孫さんと、２人きりで過ごされている方。
○ちょっと話をしたい、話を聞いて欲しいという親子の方など、思い切って一度出掛けてみませんか？おしゃべりしてすっきりしてお帰りください。お待ちしています。

問い合わせ先
とね子育て支援センター（文間保育園内）
☎６８－３１９４
開園日時　月曜日～金曜日（祝日を除く午前８時～午後５時）
※案内の手紙は役場子育て支援課・利根町保健福祉センターのお便りBOXにも入っています。
また、町公式ホームページでもご覧いただけます。

シルバーリハビリ体操で健康維持を！

～自分の体は自分で守ろう 自助努力～

主催：利根町リハビリ体操指導士の会

白鷺の街体操サロンの紹介

会場：白鷺の街自治会館（毎週火曜 13:30～15:00）
自治会館で体操教室を始めて６年目、白鷺の方や近隣の方々と共に和やかに楽しく体操しています。膝痛や肩痛がいつの間にか治っていたなどの話を聞き、効果を皆さんで共有しています。体操教室のモットーは「一人一人を大切に」ということです。来てくださった方を玄関先で笑顔で送迎すること、参加者の方のお話に耳を傾ける等を実行しています。月の最終火曜日には、上肢・下肢の体操の後サロンとしてお楽しみ会や勉強会を開き楽しい一時を過ごしています。今後も体だけでなく心も温まる教室を目指していきたいと思います。

問い合わせ先　利根町保健福祉センター　☎６８－８２９１


写真の腹式呼吸の目的：呼吸を整える
効果：リラクゼーション

参加者の声

体操教室では、各自の体調に合わせて全身を動かします。おかげさまで体が軽くなりその爽快感は格別です。ウイルス騒動等で教室がお休みになるのはとても寂しいものです。一人で体操すればいいのでしょうが、なかなか…。何の不安もなく体操に通えることは、とても幸せなことと感じられます。★皆さんご一緒に体操しましょう★

日ごろの人間関係が備えであり、助けとなる！

～認知症地域支援推進員つぶやき㉑～

認知症も早期発見が大切です。それにより、早期に治療を開始することができることはもちろん、暮らしの環境を整備していく面でも重要と言えます。認知症が進行すると不安や周囲に対する警戒心が強くなり、家族、周囲からの協力や介護サービスを拒むことも見られ、スムーズに生活を支援する環境を作ることが難しくなります。そのためにも早い段階での認知症への気づきが必要です。
しかし、その一方で認知症の特徴として自分の行動の変化を自覚することや周囲に伝えることが難しくなります。その際、本人の変化にいち早く気づくことができるのは、やはり身近な家族やご近所の方などの周囲の方々です。
お互いが気づき合えるためには、日ごろから周囲の方々との良い人間関係やコミュニケーションが必要であり、それは認知症の備えの一つと言えます。また、認知症の症状は、人間関係やその環境に良くも悪くも大きく影響を受けます。良い人間関係は、認知症の早期発見の備えとともに、認知症になってからの大きな助けとなります。

私たちはここにいます！（認知症地域支援推進員配置施設）
○地域包括支援センター　☎６８－８９４１
○複合施設　響　☎６１－８５００
○居宅介護支援事業所
介護老人保健施設　もえぎ野
☎８４－６０８１

問い合わせ先　地域包括支援センター　☎６８－８９４１

フリフリグッパー体操『地区運動集会』

主催　利根フリフリクラブ

自宅でも出来る運動で体を守ろう！

先の見えない自粛生活で体を動かさないことが多いのではないでしょうか。「動かないこと」により、体や頭の動きが低下してしまいます。
フリフリグッパー体操は、自宅でも簡単にできる体操です。テレビのコマーシャル中や、お好きな音楽に合わせて、フリフリグッパー体操で体を動かしてみませんか。
なお、例年６月には体力測定が行われていますが、今回の体力測定は中止し、通常のフリフリ運動を集会とします。
また、新型コロナウイルス感染の状況によっては、６月の予定も変更になる可能性がありますので、ご注意ください。
詳しくは、利根町保健福祉センターまでお問い合わせください。

フリフリ地区運動集会予定

場　所	日　程	開催日（６月の予定）	時　間・持ち物
利根町文化センター	第１・３木曜日	６月４日・18日	午前10時～11時 ・参加無料 ・飲み物、室内運動靴持参
利根町民すこやか交流センター	第１・３火曜日	６月２日・16日	
利根町生涯学習センター	第２・４水曜日	６月10日・24日	
講師　筑波大学　諏訪部先生・越智先生・桑水先生　※福祉バス・ふれ愛タクシーをご利用ください			
問い合わせ先　利根町保健福祉センター　☎６８－８２９１			

『はつらつトレーニング』7月～9月開始生募集のお知らせ

【対象者】・65 歳以上で利根町に住所を有する方　運動制限のない方
※今回初めて参加する方を優先させていただきます。

【申し込み方法】利根町保健福祉センターで受け付けます

【申し込み期間・時間】6月2日（火）～5日（金）
午前9時～正午　午後1時～5時
定員（15 名）になり次第締め切ります。

【利用開始までの流れ】
①個別調査用紙（健康状態等の確認）に記入し提出
②説明会への参加（6月 11 日）※体力測定、機器の利用説明を行います
③トレーニング開始日の決定（7月から毎月5名程度、利用を開始します。）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開始時期が変更になる場合があります。

はつらつトレーニングについて…

内　容	トレーニングマシンを使ったトレーニング 加齢による衰えやすい筋力やバランス能力を鍛える 準備体操 → 運動機器を使った運動 → 整理体操
利用日	月～金曜日・午前中
利用時間	①午前9時 20 分～ ②午前 10 時～（40 ～ 50 分程度）
利用回数	週1回程度（毎回予約制）
利用期間	1年間
利用料	100 円／回

▶問い合わせ・申し込み先
利根町保健福祉センター
利根町下曽根２２１－１　☎６８－８２９１

4月より「妊婦・産婦・乳児の受診券」が変更になりました

茨城県内の医療機関で受診される際の、一部助成が受けられる受診券を対象者に発行しております。令和2年4月より健診内容の変更に伴い、受診券が変更となっております。3月までに発行した方には順次個別に、差し替えのご連絡をしています。

4月以降に転入された方は、利根町の受診券を発行しますので保健福祉センターにご連絡の上、手続きにいらしてください。

受診券変更（再発行）に必要なもの
①母子健康手帳
②マイナンバーカード
（通知カード＋身分証明できるものでも可）
③前住所地の受診券
（失くしてしまった場合は結構です）

定期予防接種 ～計画的に接種しましょう～

●麻しん風しん混合（MR）ワクチン

時期	接種対象年齢
1期（1回）	1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前日まで
2期（1回）	平成 26 年4月2日～平成 27 年4月1日生まれ （5歳以上7歳未満の就学前年度にあたる、いわゆる年長児） ※令和3年3月 31 日までが接種期限

●二種混合（ジフテリア・破傷風）ワクチン

接種対象年齢
小学校6年生 （11 歳の誕生日の前日～ 13 歳の誕生日の前日まで）

●接種方法（予防接種共通）医療機関にて個別接種

町内医療機関		
医療機関名	住所	電話番号
利根町国保診療所	羽中 200	68-2231
協和ガーデンクリニック	下井 327-3	68-8017

※町外医療機関でも接種できますので、ご不明な場合はお問い合わせください。

注意事項
①接種時は、事前の予約が必要です
②母子健康手帳・予診票を必ず持参してください。
③接種期限外だと定期接種となりません。
（任意接種・有料となります）

重要！「もの忘れ予防講座」中止のお知らせ

5月 29 日（金）に予定しておりました「もの忘れ予防講座」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

今年度は、9月、12 月に開催を予定しております。認知症の最新情報や生活に役立つお話を紹介いたします。

6月9日（火）から予定していた

結核・肺がん検診・肝炎検診・前立腺がん検診は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、12月に延期します。

※詳細については、広報 11 月号でお知らせいたします。

検診名	対　象	検診内容
結核・肺がん検診	肺がん検診（40 歳以上）	胸部レントゲン検査
	結核検診（65 歳以上）	
肺がん検診（喀痰検査）	50 歳以上 （問診で該当した方のみ）	喀痰検査
肝炎ウイルス検診 （B 型・C 型）	①今年度 40 歳を迎える方 （無料クーポン対象者）	血液検査（B・C 型） （町での検査は生涯に 1 度）
	② 41 歳～ 70 歳までの方で 過去に検査を受けたことがない方	
前立腺がん検診	50 歳以上の男性	血液検査（PSA 検査）

※保険年金課で同日に実施する「特定健診・後期高齢者健診」も延期となります。

骨髄移植ドナーとなった方への助成が開始します

白血病などの血液難病に対する有効な治療法として骨髄移植という方法があります。しかし、提供者と患者の白血病型が一致する確率は数百人から数万人に一人と低く、移植を受けられないでいる患者が少なくありません。

利根町では、骨髄バンクへの登録と骨髄等提供の促進のため、公益財団法人日本骨髄バンクにドナー登録し、令和2年4月1日以降に骨髄・末梢血幹細胞を提供した方に対し、助成を行います。

対 象 者：以下の要件をすべて満たす方
●骨髄等を提供した日において、利根町に住民登録をしている者
●日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供し、これを証明する書類の交付を受けた者
●国または他の地方公共団体が実施する骨髄等の提供に係る支援事業の助成を受けていない者
●ドナー休暇制度を設ける企業・団体等に属していない者
申請期間：骨髄等の提供が完了した日から 90 日以内に申請
助 成 額：1日にあたり2万円（通算7日 14 万円を限度）

※必要書類等は、事前に保健福祉センターへお問い合わせください。

5月の日程　場所：利根町保健福祉センター

※新型コロナウイルス感染症対策により日程が変更になることがありますので、ご了承ください。

相談内容	日程	受付時間	内容・予約方法
育児相談 ワイワイサロン	5月 12 日（火）	午前 10 時～ 11 時	全乳幼児対象。 保健師相談（育児相談）・栄養相談は当日の受付順 乳幼児親子の遊び場（ワイワイサロン）常時開催
ヘルシー相談	5月 27 日（水） 6月 10 日（水）	午前9時～正午のうちの予約した時間	管理栄養士による栄養相談 1 週間前までに予約
口　腔　相　談	5月 26 日（火）	午前9時 30 分～午後1時 45 分のうちの予約した時間	歯科衛生士による口腔機能相談 前日までに予約
もの忘れ相談	5月 27 日（水）	午後1時 30 分～3時 30 分のうちの予約した時間	もの忘れの気になる方などの相談 前日までに予約
精神保健相談	6月 23 日（火）	午後1時 30 分～3時 45 分のうちの予約した時間	専門職による相談 1 週間前までに予約

音のまちＴＯＮＥふれあいコンサート中止のお知らせ

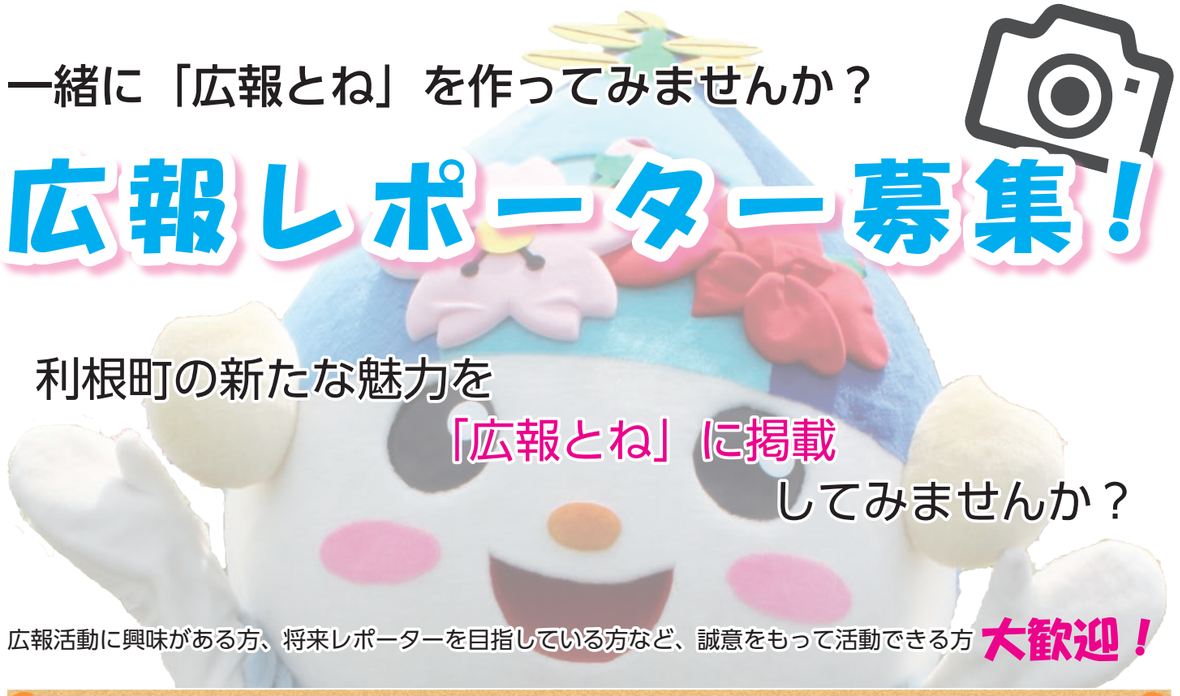
６月６日（土）に予定していた

「音のまち TONE ふれあいコンサート」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となりました。

問い合わせ先　役場生涯学習課　社会教育係　☎６８－２２１１（内線４２２）

一緒に「広報とね」を作ってみませんか？

広報レポーター募集！



利根町の新たな魅力を「広報とね」に掲載してみませんか？

広報活動に興味がある方、将来レポーターを目指している方など、誠意をもって活動できる方 **大歓迎！**

募集要項

対象者
- 広報活動に関心があり、意欲的に取り組むことができる方
- 満 15 歳以上の方（ただし、中学生は除く）
- 電子メールによる原稿を提出できる方
- 取材時に使用するデジタルカメラなどの基本操作ができる方

募集人数
10 名（グループでの申請も可）
※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

申し込み方法
申請書に必要事項をご記入いただき、郵送、もしくは直接申し込み先までご持参ください。

※申込書は、町公式ホームページから入手できます。
なお、提出書類は返却しません。

そ の 他
詳細については、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先・申し込み先　役場総務課　秘書広聴係　☎６８－２２１１（内線３１４）

台風 19 号で被害のあった東京都奥多摩町 河村町長、同町日原地区自治会の方々が町からの支援物資供給のお礼に来町されました


奥多摩町復旧状況説明の様子


右から河村町長、佐々木町長、黒澤自治会長、黒澤副自治会長

令和元年台風 19 号で甚大な被害のあった東京都奥多摩町に、利根町から野菜やお米、パックごはんなどの支援物資を届けたことに対して、２月 26 日（水）に奥多摩町の河村文夫町長、同町日原地区の黒澤正直自治会長、黒澤庄悟副自治会長がお礼のため来町され、佐々木町長と面会しました。

河村町長をはじめ、黒澤自治会長、黒澤副自治会長からは、それぞれ、お礼の言葉と現在の町の状況等のお話がありました。また、同地区住民の方々の感謝の意を込めた「色紙」を贈呈されました。なお、「色紙」は、当分の間、役場庁舎イベントホール（庁舎施設案内・イベントモニター横）に掲示しています。

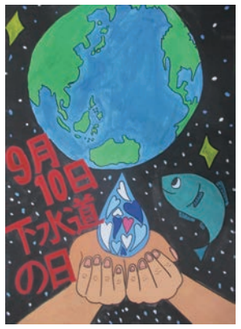
このほか、席上では、お互いの町の PR を行うなど、関東町村会を通じての交流のほかに、新たな交流等が期待できる場となりました。

第 59 回下水道の日「下水道いろいろコンクール」入選


入選を果たした倉持美里さん

昨年度の下水道週間コンクール「絵画・ポスター部門」で教育長賞を受賞した文小学校第４学年（応募時の学年）倉持美里さんの作品が、公益社団法人日本下水道協会および㈱日本水道新聞社主催、国土交通省・環境省後援の「下水道いろいろコンクール」において、全国の応募作品の中から見事「入選」となりました。

入選、おめでとうございます！



入賞作品

JA 水郷つくば様から災害備蓄品「備食ライス」が寄贈されました！！



▶贈呈式に出席された木村副組合長（左）、佐々木町長（右）

３月 24 日（火）に JA 水郷つくば様から、災害備蓄品の寄贈があり、贈呈式が行われ、1,000 食の「備食ライス」を寄贈していただきました。

「備食ライス」は、JA 水郷つくばのコシヒカリ玄米を使用し、米油で揚げたもので、５年間の長期保存が可能です。

贈呈式に出席された JA 水郷つくば木村透代表理事副組合長からは、「近年の災害多発の現状を踏まえ、備食ライスを作りました。備蓄品として有効に活用していただければ。」とご挨拶され、佐々木町長からは、「災害はいつ発生するかわからないので、災害時には有効に活用させていただきます。」と挨拶しました。

子どもたちの安全な登下校を願って！


▶常陽銀行利根支店 伊藤昭彦支店長（左）から贈呈された防犯ブザーを受け取る佐々木町長（右）

子どもたちの安全を守るため、下記団体より、この春入学した新一年生への防犯・交通安全グッズが寄贈されました。

- 防犯ブザー　常陽銀行様より
- 黄色い帽子　水郷つくば農業協同組合様より
- クリアファイル　茨城県石油業共同組合様より
- ランドセルカバー　取手地区交通安全協会様より
- いかのおすし文房具セット
  取手警察署長様、取手地区防犯協会様
  取手地区セーフティマイタウンチーム様より
- 安全笛　日本マクドナルド株式会社様より

わが家のアイドル写真館



かのんちゃん H30. 9.16 生



おまめちゃん　H 31. 3. 7 生



八（はち）ちゃん　H 30.12.28 生

みなさまからご応募いただいた「わが家のアイドル」写真をご紹介します。

わが家のアイドル写真館　投稿写真大募集！

お子さまやワンちゃん、ネコちゃんなど、この子こそ「わが家のアイドル！」という可愛い写真を広報とねで、皆さんに紹介してみませんか？
投稿者の住所・氏名・連絡先・アイドル（小学校低学年ぐらいまでのお子さま、またはペット）のお名前（ふりがな）・生年月日・一言コメント（15 文字以内）を明記の上、画像データを下記までメールでお送りください。メールがうまく送れない場合や、窓口で受付する場合は、下記までお問い合わせください。
【送り先】企画課　シティプロモーション係　☎ 68-2211（内線 333）✉ citypro@town.tone.lg.jp まで

利根町ヘルスメイト
おすすめ
健康レシピ
2020. 5月

「三月豆の煮物」



<材料：2人分>

絹さや …… 100g
刻み昆布 …… 10g
さつま揚げ … 1枚
A
- 砂糖 …… 小さじ1
- しょうゆ …… 小さじ1
- 酒 …… 小さじ1
- みりん …… 小さじ1
- 水 …… 50cc

<作り方>

❶絹さやの筋をとる。
❷切り昆布を水で戻す。
❸さつま揚げは湯をかけて油抜きをし、短冊切りにする。
❹ A と切り昆布を煮、さつま揚げと絹さやを加えて味が染みるまで煮る。

ひとことコメント

春に収穫できる絹さやをこの地域では「三月豆」と呼びます。
大量に消費するために三月豆と切り昆布で煮物にします。
さつま揚げや油揚げを加えるとさらにおいしくなります。
常備菜にもなります。

調理時間の目安 15 分

栄養量（1 人分）
エネルギー：97kcal　たんぱく質：7.1g　脂質：1.6g　食塩相当量：1.7g

【レシピ提供】
利根町食生活改善推進員協議会

皆さまのご意見・ご要望をお聞かせください

電子メール　info@town.tone.lg.jp
（必ず氏名・住所・電話番号をご記入ください。）

町長へのホットライン　☎ 0297-68-8059
（留守番電話・FAX）

投書箱（設置施設）利根町役場・利根町文化センター・利根町生涯学習センター・文間地区農村集落センター・利根東部農村集落センター・布川地区コミュニティセンター

このほか、町長への手紙でも受け付けています。ご利用ください。

ご意見・ご要望の概要とその回答は、役場 1 階の情報公開コーナーで公開させていただく場合もあります。

【問い合わせ先】役場総務課　秘書広聴係　☎ 68-2211（内線 314）

令和 2 年度国勢調査調査員を募集しています！

令和 2 年 10 月 1 日、全国一斉に国勢調査が実施されます。
調査の成功のためには、調査員の力が欠かせません。
ぜひご協力ください！
詳しくは、町公式ホームページまたは下記までご連絡ください。



町公式ホームページ
統計調査員募集 ⇒

【問い合わせ先】役場企画課　情報統計係　☎ 68-2211（内線 334.335）

【5月の納税等】
軽自動車税　全期

広報とね　5月号　No.674号　5月1日発行
【発行】利根町　☎ 0297-68-2211（代表）
〒 300-1696　茨城県北相馬郡利根町布川 841-1
【編集】総務課／企画課

「町づくり」は
町民と行政のコミュニケーションから

「町長への手紙」で あなたの意見・ご提案をお聞かせください

「町長への手紙」は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。

広報紙を活用して住民の皆さまにお配りいたします。皆さまが、普段の生活の中で思っていること、お気づきのこと、町に取り組んでもらいたいこと、改善してほしいこと、お住まいの地域の課題や展望など、町づくりに関するご意見・ご提案をお寄せください。

お寄せいただいた全てのご意見を、すぐに実行というわけにはいきませんが、皆さまと共に考え、共に研究し、できる限り町政に反映してまいります。

※ご意見は、下の用紙の裏面に記載してください。

また、**必ずご住所、お名前、電話番号を明記の上**、お送りくださいますようお願いいたします。匿名やペンネーム、誤った記載の場合、回答できませんのでご了承ください。内容によっては、回答までの時間が掛かる場合がございますので、あらかじめご了承願います。

問い合わせ先　役場総務課　秘書広聴係
☎68―2211

「町長への手紙」の使い方

・町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。

・用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手をはらないで、お近くの郵便ポストへ投函してください。

・この便せんは、令和3年3月31日（水）まで使用できます。

ご回答できない事例

ご意見の内容などが、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

- ●内容、趣旨が不明なもの
- ●特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
- ●営利を目的としていることが明らかなもの
- ●公序良俗に反するもの
- ●架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
- ●町が担当する事務でないもの
- ●その他、町が不適当と認めたもの

キリトリ

のりしろ

題　名
この線に沿って内側に折り畳んでください。
〒　　性　別 ご住所　　年　齢
（ふりがな）　　電話番号 お　名　前　　（日中連絡のとれる）
本意見の回答を　□　希望する　□　希望しない　※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

町全体の課題として共有していくため、役場１階『情報公開コーナー』で公開することを　□　承諾する　□　承諾しない

のりしろ

のりしろ

〒301－8790

利根町大字布川841番地1

利根町長

佐々木　喜章　行

（総務課　秘書広聴係扱い）

（切手をはらずにこのまま投かんしてください）

料金受取人払郵便

龍ケ崎局承認

402

差出有効期間
令和3年3月
31日まで